

福祉課からのお知らせ

福祉課 民生福祉班
☎ 0820 (77) 5505

児童扶養手当・特別児童扶養手当制度について

【児童扶養手当】

母子家庭や父子家庭、父または母が重度の障害にある家庭等で、児童を養育している受給資格者に支給される制度です。手当額は受給資格者が養育する児童の数、受給資格者または生計が同じ扶養義務者（祖父母等）の所得等により決定します。現在、児童扶養手当を受給している方は、8月31日(火)までに現況届を提出してください。

【特別児童扶養手当】

身体または精神に障害のある20歳未満の児童を監護養育している受給資格者に支給される制度です。現在、特別児童扶養手当を受給している方は、9月13日(月)までに所得状況届を提出してください。

※いずれの場合も、支給要件および所得制限がありますので、詳しくはお問い合わせください。

母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業について

看護師等経済的自立に効果的な資格を取得するため^{※1}一年以上養成機関で修業する場合に、生活費の負担軽減のため高等職業訓練促進給付金を支給するとともに、養成課程の修了後に修了支援給付金を支給します。

■対象者

町内に居住する母子家庭の母または父子家庭の父で、次のすべての要件を満たす方
 ・児童扶養手当の支給を受けているか、同様の所得水準にある方
 ・養成機関で^{※1}一年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる方
 ・就業または育児と、修業の両立が困難と認められる方
 ・過去に同一の給付を受給していない方

※令和3年4月1日から令和4年3月31日までに修業を開始する場合には6カ月以上

■対象となる資格

看護師・准看護師／保健師・助産師／介護福祉士／保育士／歯科衛生士／美容師／調理師など

■給付金の支給額（修業期間のうち、最長4年間支給）

○高等職業訓練促進給付金（月額）

(1)町民税非課税世帯 10万円
 (2)町民税課税世帯 7万5000円

※修業期間の最後の12カ月は、
 (1)町民税非課税世帯 14万円
 (2)町民税課税世帯 11万5000円

○修了支援給付金（修了後支給）
 (1)町民税非課税世帯 5万円
 (2)町民税課税世帯 2万5000円

■給付金を受けるための手続き
 高等職業訓練促進給付金を希望される方は、受験前に事前相談が必要です。面談により、資格の取得見込みや生活状況の聴取等を行います。

令和3年度 山口県自主防災アドバイザー養成研修（基礎編）受講者を募集します

申し込み・問い合わせ
 総務課 消防防災班
 ☎ 0820 (74) 1000

この研修は、山口県自主防災アドバイザーとして、自主防災組織の活動促進に貢献する意思のある方を町が推薦し、県が実施する防災士養成講座認定研修です。

■日程（3日とも全て参加が必要）

区分	日にち	場所
1日目	10月2日(土)	ゆ〜あいプラザ 大ホール (山口市大手町9-6)
2日目	10月3日(日)	山口県立大学 (山口市桜島3-2-1)
3日目	10月17日(日)	ゆ〜あいプラザ 大ホール (山口市大手町9-6)

■定員 3人

■募集締め切り 8月31日(火)

■防災士資格取得の条件

研修の修了者には防災士資格取得試験（研修の最終

日）の受験資格が与えられます。

なお、防災士資格の取得の条件は次の通りです。

- ・3日間の研修を履修した上で、所定のレポートを提出すること。
- ・研修3日目の最後に行われる試験に合格すること。
- ・救急救命講習の修了証、受講証等（防災士認定登録申請時から5年以内に発行されたもの）を取得すること。

■防災士資格取得試験の費用

受験料 11,500円（教本、防災士認証登録料含む）

■申し込み方法等

電話にてお申し込みください。カリキュラムなど詳しい内容は、町ホームページにも掲載しています。